

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
4. 火薬庫の設置、移転、変更に係る許可		火薬類取締法 第12条 第1項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> <li>火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備の変更（軽微な変更工事を除く。）をしようとする者は、市長の許可を受ける必要があります。</li> <li>申請に係る火薬庫の構造、位置及び設備が、それぞれ省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有していることが必要です。</li> </ul>			
4. 関係条文			
法	第12条第3項 許可の基準	施行令	第13条 火薬庫の新設又は変更の許可申請 第22条 火薬庫構造等の技術上の基準 第32条 危険の虞のない場合の特則
			市細則
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
<ul style="list-style-type: none"> <li>火薬庫の設置又は移転 73,000 円</li> <li>火薬庫の構造又は設備の変更 8,300 円</li> </ul>		14 日	3 部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> <li>火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号）</li> <li>火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準（昭和49年通商産業省告示第52号）</li> <li>火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第7項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和49年通商産業省告示第59号）</li> <li>避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号）</li> <li>煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日35軽局第392号）</li> <li>がん具煙火貯蔵庫相互の距離について（昭和49年5月29日通商産業省立地公害局保安課長通知）</li> <li>火薬類取締法施行規則の一部改正について（平成6年7月29日6立局第230号）</li> <li>火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号）</li> </ul>			
9. 審査する事項			
火薬庫の構造、位置及び設備が、それぞれ省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有しているか審査します。			
火薬庫構造等の技術上の基準			
1. 規則第24条 (地上式1級火薬庫)	9. 規則第26条 (2級火薬庫)	13. 規則第27条の4 (実包火薬庫)	
2. 規則第24条の2 (地上覆土式1級火薬庫)	10. 規則第27条 (3級火薬庫)	14. 規則第28条 (煙火火薬庫)	
3. 規則第25条 (地中式1級火薬庫)	11. 規則第27条の2 (ピット式水蓄火薬庫)	15. 規則第29条 (がん具煙火貯蔵庫および導火線庫)	
4. 規則第25条の2 (地下式1級火薬庫)	12. 規則第27条の3 (横穴式水蓄火薬庫)		